

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回小金井市公共下水道事業審議会	
事務局	環境部下水道課業務設備係	
開催日時	令和3年7月27日(火) 10:00~11:00	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委員	浦谷 規、楠元 克成、貞包 秀浩、南 恵子、齋藤 徹子、 多田 典子
	その他	
	事務局	下水道課長 磯端 洋充、業務設備係長 井出 信綱、 工務維持係長 小林 君男、主任 牛込 孝子
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	0人	
傍聴不可等の理由等		
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙「審議経過」のとおり	
提出資料	別紙のとおり	
その他	なし	

1 令和2年度小金井市下水道事業会計決算について

(下水道課長)

資料1の令和2年度小金井市下水道事業会計決算書をもとに説明を行った。質疑応答における内容は以下の通り。

(楠元委員)

全体的には納得できる内容だが、いくつか質問したい。3ページの損益計算書の中の「4 営業外費用 (2) 雑支出」の28,372,635円と「5 特別損失 (1) その他特別損失」の13,700,685円の実施の中身は何か。また、1ページで予備費から4,100,000円支出しているが、中身は何か。

(事務局)

「4 営業外費用 (2) 雑支出」の28,372,635円は消費税の支払いで、「5 特別損失 (1) その他特別損失」の13,700,685円については、昨年度が打切り決算であったため、主に昨年度の消費税支払いの支出額になる。予備費の4,100千円の振替は消費税の支払い不足分に充当した。消費税の算定が年度末になったため、予算の不足分を補正予算で対応できずに予備費から充当したものである。

(貞包委員)

令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、ここを見れば小金井市の下水道の経営状況の特徴がわかるというところはどこか。

(事務局)

公営企業会計では、収益的収支と資本的収支に分けて項目を整理することになり、貸借対照表や損益計算書で見える化できたことにより、市民の方に分かりやすく示せたと思う。

(貞包委員)

市民に分かりやすく、どの項目を見ればいいのかという説明ができればいいと思う。

(事務局)

市民に対する分かりやすい見せ方というのは、今後の検討課題としていきたい。

(楠元委員)

損益計算書が出来たことにより、一般的に重視される経常的な活動をして利益が出ているかどうかを示す経常利益を確認できるようになった。また、営業損失が上がってしまうところが通常の企業とは違うところになるので、この点については、市民への説明が必要ではないかと思う。

2 小金井市下水道事業広域化・共同化の取組について

(下水道課長)

現在3カ年の計画で策定している小金井市下水道総合計画において、2年目となる今年度は広域化・共同化計画の策定をメインに行う。

処理施設の老朽化、使用料収入の減少などにより下水道事業運営が厳しさを増している中、将来に渡って持続可能な下水道事業の執行体制を構築するための広域化・共同化による下水道事業の方針策定に必要な調査・検討等を行う。

(事務局)

資料2をもとに広域化・共同化の意義、小金井市下水道事業の現状と課題の整理、課題解決に向けた今後の取組、広域化・共同化の検討について説明を行った。質疑応答における内容は以下の通り。

(貞包委員)

維持管理の共同化とはどういうやり方になるのか。

(事務局)

維持管理の効率化を図るため、複数の自治体が共同で同一業者に維持管理業務を委託している事例がある。

(浦谷委員)

現在、下水中の新型コロナウイルスの検出は行っているのか。

(事務局)

東京都下水道局では現在、いくつかの場所で下水中の新型コロナウイルスの感染性の有無について調査を行っている。市単独では実施していない。

(貞包委員)

広域化・共同化の取組について、小金井市は下水処理場等の施設がないことからハード対策の検討は進められないので、今後はシステム等のソフト対策の検討になるのではないかと。

(事務局)

多摩地区ではハード面は進み切っている状況であるので、維持管理面などのソフト対策を中心に広域化・共同化の取組について検討を進めていきたいと考える。

なお、これまでも小金井市が主体となって、複数自治体との共同発注により、会計管理システムの導入を行い、効率化を図った事例がある。

今後は東京都が音頭を取って、近隣の自治体と実現の可否をメニューから選択して協議していくことになる。

3 その他

特になし。

閉会

*各議題の会議録・資料については、図書館本館、議会図書館（小金井市役所本庁舎4階）、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎6階）にて閲覧できます。